# 国立大学法人東京外国語大学年俸制業績評価実施要項

平成28年 3月22日 規則第 7 号

改正 平成29年12月12日規則第57号 令和 2年 1月28日規則第 7号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学年俸制業績評価に関する規程(平成 28年規則第6号。以下「年俸制業績評価規程」という。)第5条第3項の規定に基づ き、年俸制職員に係る業績評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(評価の定義)

- 第2条 次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。
  - (1) 一次評価 各部局で行う教員人事評価
  - (2) 二次評価 年俸制業績評価規程及び本実施要項により実施する評価 (評価の実施時期の特例)
- 第3条 年俸制業績評価規程第7条第2項の学長が別に定める者は、評価期間内における 次の各号(第1号から第4号までにあっては、当該各号の事由による期間が合わせて6 月を超えるものに限る。)に掲げる事由により、当該評価期間終了後の最初の評価に影響が生じる可能性のある者とする。
  - (1) 休職
  - (2) 海外渡航
  - (3) 休業 (育児休業を除く)
  - (4) 特別研修
  - (5) 育児休業
  - (6) 産前及び産後休暇

(評価項目及び評価の観点)

第4条 評価項目及び評価の観点は別表第1のとおりとする。

(評価方法)

- 第5条 業績評価は別表第1に定める3項目(対象者が重視する項目、大学として重視する項目及びその他の項目)を別表第2に定める業績評価項目判定基準によりそれぞれ評価を行い、各項目の評点の合計点を別表3に定める業績評価結果判定基準により評価区分を決定する。
- 2 一次評価がBもしくはCであった者については、別表第1に定める項目の評価は行わず、一次評価の内容に応じて別表第3により評価区分を決定する。

(評価の実施手順)

- 第6条 業績評価の実施手順は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 年俸制職員は、評価年度開始後の5月末日(年度途中に新たに年俸制職員となった者は、新たに年俸制職員となった日から1ヶ月以内)までに、別表第1に定める対象

者が重視する項目から1項目を選択し、選択した評価項目に対する目標・計画を自己 評価書(別紙様式)に記載し、学長へ提出する。

- (2) 年俸制職員は、評価年度終了後の5月末日(評価対象外となる者を除く。)までに、別表第1に掲げる項目の活動内容に係る自己評価書を作成し、学長へ提出する。
- (3) 年俸制評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、部局で行われた一次評価結果を基に、年俸制職員から提出された自己評価書を、別表第2の業績評価項目判定基準に照らし合わせて、別表第3の業績評価結果判定基準により二次評価を実施する。
- (4) 評価委員会は、評価の実施に当たって、必要に応じ、対象者と面談することができるものとする。
- (5) 評価委員会は、二次評価の審議結果を学長に報告する。
- (6) 学長は、役員会の議を経て、業績評価を確定し、年俸制職員へ評価結果を通知する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成28年3月22日から施行し、平成27年4月1日より適用する。
- 2 平成27年度の業績評価については、年俸制評価委員会及び学長が別に実施する。

附則

- この要項は、平成29年12月12日から施行し、平成29年度の評価から適用する。 附 則
- この要項は、令和2年2月1日から施行し、令和元年度に係る業績評価から適用する。

#### 業績評価 (二次評価) 項目一覧表

#### 1. 対象者が重視する項目(対象者が下記の項目から1つ選択)

評価項目	観点	評価項目の詳細 (例示)
教育	学生等への教育 ・指導が適切に 行われているか	・授業科目(学部・大学院)の担当数、担当時間数、受講者数 ・指導学生数・論文審査担当数 ・学生支援活動(オフィスアワーの実施状況、修学・進路・就職等の指導・相談、課外活動指導)
研究	研究活動・研究成果及び競争的資金の獲得による大学への貢献度	・著書・論文の発表数 ・出版物の刊行数 ・国際会議での発表 ・研究プロジェクトへの参画 ・外部資金の獲得(科研費等) ・学会活動等
社会貢献	地域社会への貢献	・外部委員への就任 ・国及び地方公共団体における審議会等の活動 ・講座の開講(オープンアカデミー、市民聴講講座等) ・その他の地域活動
産学連携	民間等との共同 研究及び受託研 究等の産学連携 活動	・民間等との共同研究及び受託研究の件数、受入件数・その他の産学連携活動
国際	留学生の受入及 び国際活動への 貢献度	<ul><li>・留学生の受入に関する諸業務</li><li>・外国人研究者等の受入等</li><li>・海外協定校の開拓</li><li>・国際活動、海外からの表彰等</li></ul>
その他	大学が推進する 戦略的業務への 貢献度	・大学が推進する事業・プロジェクト業務 (IR、特命事項に 対する業務等) ・他機関との連携・共同事業等

# 2. 大学として重視する項目

評価項目	(例示)
------	------

大学運営	管理・運営業務	・全学運営への参画・貢献(副学長、学長特別補佐、教育研				
	への貢献度	究評議会委員、経営協議会委員等)				
		・部局運営への参画・貢献(部局長、副部局長、研究組織へ				
		の所属等)				
		・全学及び部局委員会の担当等				
		・高大連携、入試広報活動(オープンキャンパス、体験授業				
		、 出前授業等)				

# 3. その他の項目

評価項目	観点	評価項目の詳細 (例示)
その他	傑出した業績や 特に本学が認め た功績	・教育研究上の業績が認められ、極めて権威のある賞の受賞 (ノーベル賞、文化功労賞、紫綬褒章等) ・学長が特に認めた功績等

# 別表第2

業績評価 (二次評価) 項目判定基準

# 各評価項目共通(3段階)

評価項目の判定基準	評点	
活動内容は目標及び計画を大きく上回る水準であり、成果を得ている。	2	
活動内容は目標及び計画を上回る水準であり、成果を得ている。	1	
活動内容は目標及び計画どおりの水準もしくは下回る水準である。	0	

別表第3 業績評価(二次評価)結果判定基準

一次評価区分 (部局人事評価 )	二次評価点 (業績評価)	業績評価 判定区分	判定基準
	※5以上	SSS	一次評価がSSでかつ、二次評価点が左記で
SS	5以上	SS+	あること
	2 ~ 4	SS	
	1	S+	
	0	S または A*	*選択した重視項目の目標・計画が水準を大幅 に下回った場合はA評価とする。
	6	SS	一次評価がSでかつ、二次評価点が左記で
S	4 ~ 5	S+	あること
	1 ~ 3	S	
	0	A	
Δ.	4以上	S	一次評価がAでかつ、二次評価点が左記で
A	0~3	A	あること
В	_	В	一次評価がBもしくはCであった者、
С	_	または C	または、懲戒処分、矯正措置等を受けた者 (※内容に応じてBもしくはCを決定する。)

<sup>※</sup>SSS評価については、二次評価点が5点以上であり、かつ、傑出した業績や貢献があったと学長が認める場合のみ適用する。

#### 自己評価書

所 属		職名		提出日①	平成	年	月	日
氏 名				提出日②	平成	年	月	日
1. 重視する評価項目(下記の区分から1つ選択) □教育 □研究 □社会貢献 □産学連携 □国際 □その他								
①選択し	①選択した評価項目に対する目標・計画(※当該年度の5月末までに提出)							
②自己言	平価(※以下の項目につい	ヽては、ヨ	翌年度の5月	末までに提	出)			
③選択し		E T						
2. 大雪	<b>学運営への貢献について</b> 記	2述して7	<b>でさい。</b>					
3. 70	)他 特記すべき事項があ	っりました	こら記述して	下さい。				

※記入欄が不足する場合には、別紙(任意様式)にて対応して下さい。